

令和 4 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和4年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第3回) 議事録

1. 令和4年12月16日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 伊崎 太陽	2 番議員 松村 紘子
3 番議員 藤田 茉里	4 番議員 松本 直高
5 番議員 野口 陽輔	6 番議員 三浦 美代子
7 番議員 吉田 涼子	9 番議員 森本 勉
10 番議員 島 弘一	11 番議員 岸田 敦子
12 番議員 小原 達朗	

1. 欠席議員次のとおり

8 番議員 大矢 克巳

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 山本 景
副管理者 東 修平
副管理者 倉澤 裕基
事務局長 奥田 浩樹
事務局参事 濱中 嘉之
事務局次長兼会計課長 太田 広治
総務課長 木邨 信吉
管理課長 上村 悟司
施設課長 小山 雅史
総務課課長代理兼総務課主任 井上 政明
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 松下 篤志

1. 事務局出席者次のとおり

書記 小西 享

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第4号	四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4	議案第5号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第5	議案第6号	四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第7号	一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第8号	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
日程第8	議案第9号	令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)について
日程第9		議員派遣の件について

(時に 13 時 59 分)

1. 議 長 (小原達朗君) 改めましてこんにちは。定刻前ではございますが、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (小原達朗君) それでは改めましてこんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第3回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和4年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を開会いたします。開会にあたりまして管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (山本 景君) はい。皆さま、改めましてこんにちは。四條畷市交野市清掃施設組合第3回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は議員の皆さまにおかれましては、師走の何かとお忙しい中ではございますが、ご出席を賜り誠にありがとうございます。さて本日の定例会にご提案申し上げております案件につきましては私どもから四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、財産の無償譲渡及び無償貸付けについてでございます。令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)についての合計6つの議案をお願いを申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 議 長 (小原達朗君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長 (奥田浩樹君) はい。それでは、ご報告申し上げます。本日の会議におけます議員の出席状況についてご報告申し上げます。大矢議員さんから議長宛てに欠席届が提出されてございますので、本日は11名のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る11月25日には令和4年度定期監査及び10月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお、監査、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議 長 (小原達朗君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長 (小原達朗君) 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。9番森本勉議員、10番島弘一議員を指名いたします。

1. 議 長 (小原達朗君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和4年12月16日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回に

おける会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (小原達朗君) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。ここでお諮りいたします。

1. 議 長 (小原達朗君) 日程第3、議案第4号及び、日程第4、議案第5号につきましては、関連案件でございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長 (小原達朗君) ご異議なしと認めます。よって日程第3、議案第4号及び、日程第4 議案第5号につきましては、一括議題といたします。日程第3、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、日程第4、議案第5号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局 (木邨信吉君) (議案書にて朗読)

1. 議 長 (小原達朗君) 朗読が終わりましたので、管理者より議案第4号及び、議案第5号についての提案理由の説明を求めます。管理者。

1. 管 理 者 (山本 景君) はい。ただいま議題となりました議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をまずは申し上げます。

国家公務員については定年が段階的に引上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため管理監督職勤務上限年齢による降任及び定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、地方公務員についても、同様の措置を講じるよう、地方公務員法の一部が改正されましたことから、所要の措置を講じた本案を提案した次第でございます。

続きまして、議案第5号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により職員の定年の段階的な引き上げとともに、定年前再任用短時間勤務管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が設けられたことに伴い、同法の引用条項及び用語の整理が必要となる条例の一部を改正したく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

1. 議 長 (小原達朗君) 引き続きまして、議案第4号及び議案第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (奥田浩樹君) はい。ただいま議題となりました、議案第4号及び議案第5号につきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、議案第4号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年についても、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずるため、所要の改正と規定の整備を行うものでございます。議案書5ページと参考資料の関係条例新旧対照表の2

ページ、3ページを合わせてご覧いただきたいと存じます。なお、この条項の整理や引用条項など規定の整備に係る部分を除いてのご説明とさせていただきますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

まず題名の次に、目次及び章名を付し、改正条例は、第1章総則から第5章雑則までの5章立てとしております。

次に、第3条中定年年齢60年を65年に改めます。

議案書6ページ、新旧対照表の6ページ、7ページをお開きください。第3章では、新たに導入する管理監督職勤務上限年齢制度について定めており、第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、第7条では管理監督職勤務上限年齢を、年齢60年と第8条では年齢60年に達した管理監督職の職員を非管理監督職として降任するに当たり守るべき基準を、定めております。議案書7ページ、新旧対照表の8ページ、9ページをお開きください。第9条では管理監督職勤務上限年齢制の特例を、議案書8ページ、新旧対照表の10ページ、11ページをお開きください。第10条では第9条の特例により異動期間を延長する場合の職員の同意を得ることを、議案書9ページをお開きください。第11条では、第9条の特例により異動期間の延伸事由が消滅した場合の措置を定めております。新旧対照表の12ページ、13ページをお開きください。第4章は、新たに導入いたします定年前再任用短時間勤務制を定めており、第12条では、年齢60年に達した以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができること及び定年前再任用短時間勤務職員の任期を、次に、第5章の雑則では、第13条で規則への委任規定を置くことを定めております。次に、附則に第4項定年に関する経過措置を、新旧対照表の14ページ、15ページをお開きください。第5項情報提供・意思確認制度を加えます。

次に、附則について議案書にてご説明申し上げますので、議案書の10ページをご覧ください。附則第1条は、施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第9条の規定、情報の提供、勤務意思の確認に規定する条例で定める年齢規定は、公布の日から施行いたします。次に、附則第2条から議案書14ページの附則第8条までは、経過措置に関する規定で、勤務延長、定年退職者等の再任用、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、次に、15ページの附則第9条につきましては、勤務意思の確認に規定する条例で定める年齢を60年とするものでございます。附則第10条は、四條畷市交野市清掃施設組合職員の再任用に関する条例の廃止をするものでございます。

続きまして議案第5号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。本条例の改正内容は、地方公務員の定年引上げに伴い、職員の定年の段階的な引上げとともに、定年前再任用短時間勤務、管理監督職勤務上限年齢による降任等の制度が設けられたことに伴い、同法の引用条項及び用語の整理を行うものでございます。議案書19ページと参考資料の関係条例新旧対照表16ページ、17ページをお開きください。第1条による改正は、職員の勤務時間に関する条例の一部改正でございます。第2条第3項中第28条の5第1項又は第28条の6第2項を第22条の4第1項又第22条の5第1項若しくは第2項に、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

次に、第3条第1項ただし書き中再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同条第2項中8時間を7時間45分に改め、同項ただし書き中も同様に改めるものでございます。

次に、第4条第2項中再任用短時間勤務職員を定年前提任用短時間勤務職員に改めるものでございます。新旧対照表の18ページ、19ページをお開きください。次に、第10条中も同様に改めるものでございます。次に、第2条による改正は、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条中6月以下の次に期間、その発令の日に受けるを加え、調整手当をこれに対する地域手当の合計額に改め、同条に後段としてこの場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするを加えるものでございます。

次に、第3条による改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条中第28条の5第1項及び第28条の6第2項を第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項に改めるものでございます。次に、第4条による改正は、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の20ページ、21ページをお開きください。第2条第1項中地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項又はを削るものでございます。議案書20ページをお開きください。次に、第5条による改正は、職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。第3条第3項中第28条の5第1項を第22条の4第1項に、再任用短時間勤務職員等を定年前提任用短時間勤務職員等に改めるものでございます。

次に、第4条中再任用短時間勤務職員等を定年前提任用短時間勤務職員等に改めるものでございます。

次に、第6条による改正は、四條畷市交野市清掃施設組合職員の厚生制度に関する条例の一部改正でございます。第2条中第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるものでございます。新旧対照表の22ページ、23ページをご覧ください。

次に、第7条による改正は、四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に第3号 四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間これらの規定により延長された期間を含むを、延長された管理監督職を占める職員を加えるものでございます。次に、第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として、先ほどと同じ内容を加えるものでございます。

次に、議案書20ページから21ページ、新旧対照表22ページから27ページに記載しております、第17条の表中、準用することとなる四條畷市の給与条例の一部改正に伴い、引用条項を改め、再任用短時間勤務職員を定年前提任用短時間勤務職員に改めるものでございます。議案書21ページ、新旧対照表の26ページ、27ページをお開きください。

次に、第8条による改正は、四條畷市交野市清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条中、第28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるものでございます。

次に、附則についてご説明申し上げますので、議案書21ページをご覧ください。附則第1条は、この条例の施行期日で、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条は、職員の勤務時間に関する条例の一部改正に関する経過措置で、地方公務員法の一部を改正する法律附則により、65歳まで定年が引き上げられ、65歳まで職員が定年退職するま

での期間においては、引き続き 65 歳まで職員の任用が行えるよう現行再任用制度を暫定再任用制度として存置するものでございます。

次に、附則第 3 条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する経過措置を定めており、附則第 2 条の内容と同様でございます。附則第 4 条は、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に関する経過措置で、暫定再任用及び暫定再任用短時間勤務職員を退職手当の支給対象から除くこととするものでございます。議案書 22 ページをお開きください。附則第 5 条は、四條畷市交野市清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に関する経過措置を定めており、令和 13 年 3 月 31 日までの間は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなし同条例の規定を適用するものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 提案理由及び、内容説明はお聞きの次第でございます。これより、議案第 4 号についての質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより、議案第 4 号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（小原達朗君） 続きまして、議案第 5 号についての質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより議案第 5 号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（小原達朗君） 日程第 5、議案第 6 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。

1. 事 務 局（木邨信吉君） 議長。

1. 議 長（小原達朗君） 事務局。

1. 事 務 局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、管理者より議案第 6 号についての提案理由の説明を求めます。管理者。

1. 管 理 者（山本 景君） はい。ただいま議題となりました議案第 6 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため育児休業の取得回数の制限が緩和されたことに伴い、主要の改正を行いたく本案を提出した次第でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りようお願いを申し上げます。

1. 議 長（小原達朗君） 引き続きまして、議案第 6 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました議案第 6 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限が緩和されたことに伴い、所要の改正と併せて規定の整備を行うものでございます。それでは、議案書 25 ページと参考資料の関係条例新旧対照表の 28 ページ、29 ページを合わせてご覧いただきたいと存じます。まず、第 2 条の 3 を削るものでございます。

次に、第 3 条第 5 号を削り、同条中第 6 号を第 5 号とするものでございます。

次に、第 3 条の次に、次の 1 条を加えるもので、育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間として、第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

次に、第 11 条第 6 号中育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。

次に、附則についてご説明申し上げますので、議案書 25 ページをご覧ください。施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、経過措置につきましては、この条例の施行前の第 3 条第 5 号に係る部分に限る及び第 11 条第 6 号に係る分に限るの規定の適用については、なお、従前の例によるものとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしく審議のうえ、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（小原達朗君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（小原達朗君） 日程第6、議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）
1. 議長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、管理者より議案第7号についての提案理由の説明を求めます。管理者。
1. 管理者（山本 景君） ただいま議題となりました議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

非常勤職員の国家公務員退職手当法の適用要件が緩和されることに伴い本組合非常勤職員においても同様の措置を講じることが適当であるため所要の改正を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議のうえご決賜りますようお願いを申し上げます。
1. 議長（小原達朗君） 引き続きまして、議案第7号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、非常勤職員の国家公務員退職手当法の適用要件が緩和されたことに伴い、本組合非常勤職員においても同様の措置を講じることが適当であるため、所要の改正を行うものでございます。

議案書29ページと参考資料関係条例新旧対照表の30ページ、31ページを合わせてご覧いただきたいと存じます。第2条第2項中20日を18日（1月間の日数（四條畷市交野市清掃施設組合の休日に関する条例（平成2年条例第49号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。）に改めようとするものでございます。

次に、附則についてご説明申し上げますので、議案書29ページをご覧ください。施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、経過措置につきましては、改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（小原達朗君） 日程第7、議案第8号財産の無償譲渡及び無償貸付けについてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。

1. 事務局（木邨信吉君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 事務局。

1. 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）

1. 議長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、議案第8号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました議案第8号財産の無償譲渡及び無償貸付けにつきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、参考資料議案第8号関係を合わせてご覧ください。財産の無償譲渡及び無償貸付けについてでございますが、令和3年度におきまして、清滝ごみ焼却施設跡地利用検討委員会において、跡地利用検討報告書を取りまとめ、議員の皆さまへご説明をさせていただいておりますように、財政負担低減策として、緊急防災・減災事業債を活用した災害時用臨時ヘリポート整備工事に、清滝ごみ焼却施設の解体工事を含んで実施することが有効な方法としておりました。

参考資料1ページをご覧ください。清滝ごみ焼却施設の解体及び跡地利用に関する基本合意書を去る令和4年3月31日に、四條畷市、交野市、組合の三者において締結をいたしており、令和4年度から四條畷市において事業を進めていただいております。この度、本組合の施設の解体を含めて災害時用臨時ヘリポート整備事業を実施するにあたり、四條畷市に財産の無償譲渡及び無償貸付けを行いたく、地方自治法第292条の規定において準用します同法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をいただきたく、ご提案申し上げます。

議案書の31ページをご覧ください。まず、目的でございますが、清滝ごみ焼却施設の解体及び災害時用臨時ヘリポート整備事業のためでございます。

次に、相手方でございますが、四條畷市でございます。

次に、無償譲渡する内容でございますが、（1）建物といたしまして、清滝焼却施設の建物部分及びその他付属棟で、延面積が1,256.54㎡でございます。議案書32ページをお開きください。（2）工作物一式といたしまして、清滝ごみ焼却施設の工作物部分でございます。

次に、無償貸付けする内容でございますが、参考資料3ページをお開きいただき、併せてご覧ください。貸付ける土地につきましては、四條畷市大字清滝 1051 番地外の一部で、面積は、図面の青線で表示しております 6,240 m²となります。

また、貸付期間につきましては、契約締結日の翌日から当分の間でございます。

なお、この議案をご可決いただいたのち、適切な時期に四條畷市と契約書を締結したいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号財産の無償譲渡及び無償貸付けにつきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（小原達朗君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号財産の無償譲渡及び無償貸付けについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号財産の無償譲渡及び無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（小原達朗君） 日程第8、議案第9号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第9号についての内容説明をいたさせます。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議 長（小原達朗君） 事務局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議案第9号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書をご覧くださいと存じます。まず1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 342 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 4,463 万 3,000 円としようとするものでございます。次に歳入歳出補正予算につきまして事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額 16 億 3,262 万 8,000 円から 3,522 万円を減額補正し、15 億 9,740 万 8,000 円としようとするものでございます。減額補正の内訳でございますが、四條畷市で 1,568 万 1,000 円の減額、交野市で 1,953 万 9,000 円の減額となっております。

次に（款）（項）（目）繰越金でございますが、補正前の額 1,000 円、3,864 万 7,000 円を増額補正

し、3,864万8,000円としようとするものでございます。

次に8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが補正前の額1億2,639万円に、542万円を増額補正し、1億3,181万円としようとするものでございます。その内容でございますが、職員の人事異動、昇任や人事院勧告に伴う給与改定などにより給料で327万9,000円、職員手当等で163万6,000円、共済費で50万5,000円を増額しようとするものでございます。

次に(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額8億9,124万1,000円から199万3,000円を減額補正し8億8,924万8,000円としようとするものでございます。その内容でございますが職員の人事異動、昇任や人事院勧告に伴う給与改定、また職員の退職などにより、給料で695万6,000円の減額、職員手当等で1,074万5,000円の増額、共済費で578万2,000円を減額しようとするものでございます。なお10ページ以降につきましては、給与費明細書となっております。ご説明の方は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上誠に簡単ではございますが、議案第9号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長(小原達朗君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(小原達朗君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(小原達朗君) 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(小原達朗君) ご異議なしと認めます。よって議案第9号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

1. 議長(小原達朗君) 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局(木邨信吉君) (議案書にて朗読)

1. 議長(小原達朗君) 朗読が終わりましたので、議員派遣の件についての報告をいたさせます。

1. 事務局(太田広治君) 議長。

1. 議長(小原達朗君) 事務局次長。

1. 事務局(太田広治君) はい。ただいま議題となりました議員派遣の件につきましてその内容のご報告を申し上げます。

まず派遣の目的でございますが、ごみ処理行政全般に係る他団体の状況の視察でございます。

次に、派遣場所でございますが、兵庫県高砂市にございます、東播臨海広域クリーンセンター、エコクリーンピアはりまでございます。こちらは、令和4年6月から稼働している新しい施設で、ごみ処理の広域化の手法や公設民営DBO方式などについて、視察をしていただくことになっております。

次に、派遣期間でございますが、令和5年1月30日の月曜日を予定しております。

次に、派遣議員でございますが、組合議会の全議員となっております。なお、交通手段は貸し切りバスでの移動を予定しております。最後に、管外行政視察に係る資料等は、後日、お届けさせていただき予定をしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議員派遣の件につきましての、ご報告とさせていただきます。

1. 議長（小原達朗君） 報告はお聞きの次第でございます。お諮りいたします。議員派遣の件については、報告のとおり議員を派遣することにご異議はございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、報告のとおり決定いたしました。

1. 議長（小原達朗君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（山本 景君） 第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は本組合職員の定年等に関する条例の一部改正をはじめ、条例に関する4議案、財産の無償譲渡及び無償貸付け、令和4年度本組合会計補正予算（第1号）についてご審議を賜り、ご可決くださりまして誠にありがとうございました。

さて、本組合では年末年始にかけまして、両市間のごみ搬入量が増加する繁忙期を迎えますが、市民生活に支障が生じないよう万全の体制を持って対応してまいり所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。最後に皆さまには年の瀬をひかえ、何かとお忙しい時期となり、また寒さが一層厳しくなる季節となりますことからどうかくれぐれもお体にご留意を賜り、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えくださいますようお願いを申し上げまして簡単ではございますが、閉会にあたりましての挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（小原達朗君） 以上をもちまして、令和4年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に14時52分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和4年12月16日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

小原達朗

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森本勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島弘一